

中国ビジネス・ローの最新実務 Q & A

第22回

WTO加盟に伴う中国外商投資企業法の改正及びその影響(その1)

黒田法律事務所 黒田 健二、呉 強

Kenji Kuroda, Wu Qiang / Kuroda Law Offices

今年9月ジュネーブで開催された世界貿易機関(WTO)への中国への加盟条件をめぐる多国間交渉会議では、9月17日に中国がWTOに加盟するための加盟議定書等の一連の法律文書が正式に採択された。

これにより、関税貿易一般協定(GATT)時代の困難に満ち、紆余曲折があった交渉過程を経て、申請から16年に及んだ中国のWTO加盟交渉は終了し、11月にカタールで開かれるWTO閣僚会議での中国加盟承認を待つだけとなった。その後、中国WTO加盟についての全国人民代表大会常務委員会の国内批准手続を経て、中国のWTO加盟は今年末にほぼ確定する。

約12億の人口を有する世界最大の市場を抱え、社会主義市場経済という独自路線を歩んできた中国が多角的な自由貿易体制に参加することは、中国の経済発展と市場開放に多大な影響を与えるのみならず、世界貿易と経済に対しても間違いなく歴史的な出来事であり、画期的な意味を有する。

WTO加盟後、中国にはWTOの規則及びWTO加盟交渉で達成された合意に従って関税の引き下げ、市場開放、対外貿易及び外商投資の法整備が義務づけられる。

外商投資導入の分野において、WTO加盟の動きに応じて、「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」の附属書としての「貿易に関連する投資措置に関する協定」(以下「TRIMS協定」という)の規定に合致させるために、中国政府は昨年から今年にかけて、外商企業法、外商企業法実施細則、中外合作企業法、中外合作企業法実施条例などの一連の外商投資に関する重要法令を改正し、外商投資企業法令の整備を急いでいた。

これは、将来の外商投資実務に重大な影響を与えることはいうまでもない。

今回からの連載は、WTO加盟に伴う中国外商投資企業法の重要な改正箇所及び外商投資実務に対する影響を中心に、日本企業の法務部門から当所に寄せられた質問を取り上げることにしたい。

外資企業は中国において「複数の調達(輸入)経路を通じて事由に部品、原材料、設備等の物資を調達することができるか

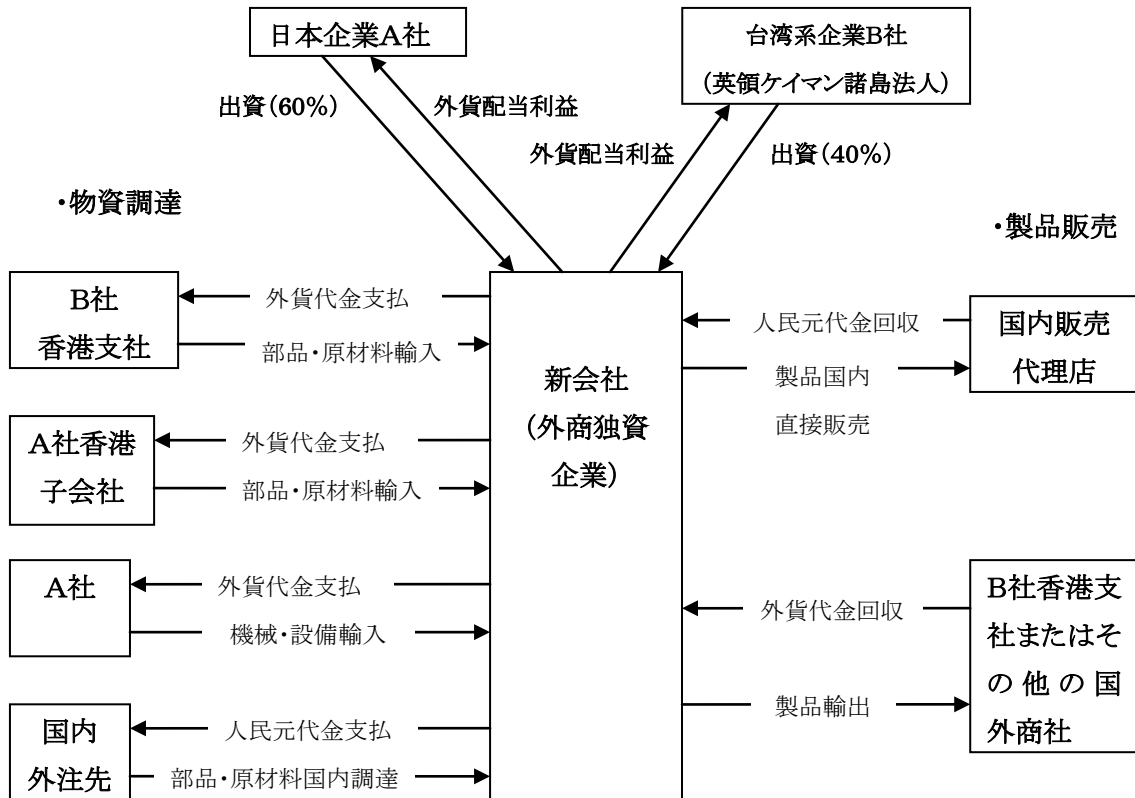
Q1 日本企業A社は、電子機器を生産・販売するために、中国広東省X市において外商独資企業の形態で台湾系のB社(英領ケイマン諸島法人であり、香港で支社を設置した)と共同出資して外商独資企業(以下「中国新会社」という)を設立し、この中国新会社によって電子機器を生産・販売するプロジェクトを計画しています。

中国新会社の生産に必要となる部品、原材料は、かなりの比率でB社の香港支社を経由して輸入する形が取られています。そこで、本件プロジェクトでは、A社は主にB社の香港支社を経由する調達ルートで部品、原材料を調達することを考えています。一方、この部品、原材料調達ルートのほかに、A社が香港で全額出資の子会社を設立しているため、A社は、中国新会社が部品、原材料を調達する場合、香港子会社の国際調達部門(輸出入部門)の経路を利用することも考えています。また、中国市場で直接調達できる部品、原材料については、中国市場で直接調達することも同時に考えています。しかし、A社とB社との本件プロジェクトについての打ち合わせにおいて、B社から上記のような「複数の調達(輸入)経路」を中国新会社はとることができないと指摘されました。すなわち、中国新会社の部品、原材料調達(輸入)及び完成品の輸出は、いずれも同一の会社(契約関係を有する会社)を通じて行わなければなりません。この制限は法律によるものではなく、「政府の指示」によるものであり、一種の行政指導にあたるということです。

その他、中国の新会社の生産に必要となる生産設備については、中国の類似の設備があるにもかかわらず、製品の品質を維持するためにA社は自社の設備を中国新会社に輸出販売しようと考えています。この点についても、中国法の関係規定により中国で類似の生産設備を調達できれば、同等の条件でできる限り中国国内で購入しなければならないとの報告をB社から受けました。A社としては、中国新会社の「複数の調達(輸入)経路」による部品、原材料の調達及び設備輸入に関する上記の制限は中国にあるかどうか、もしあれば、その規制が中国全土で実施されているものか、広東省またはX市の地方限定のものなのか不明です。果たして中国新会社はA社の計画した上記のスキームどおりに部品、原材料を調達し、設備を輸入できるでしょうか。(図1参照)

A1 A社が案出した上記の中国新会社の部品、原材料調達ルート及び設備輸入のスキームは中国法上実行可能です。中国の法律に基づき、外資企業は同企業自家用の物資及び製品に関する輸出入経営権を有します。外資企業は、輸出入を自ら行うことができますし、中国国内の輸出入経営権を有する対外貿易会社あるいは国外の会社に対しその代理を委託することもできます。外資企業が必要とする部品、原材料、生産設備等の物資は、公平・合理の原則に従って、国内市場または国際市場にて購入できます。外資企業の部品、原材料、生産設備の調達ルートは、主に外資企業の意向によって決まります。如何なる政府部門も制限または妨害をしてはならず、もしそのような行為をすれば、企業の経営自主権を侵害することになります。

(図1 新会社の設立、物流、取引関係図)



1. 筆者らの理解としては、中国で対外加工組立業務を行う場合、国内企業は委託加工契約を通じて外国委託企業から部品、原材料を取得し、かつ加工した製品を当該外国委託企業に引き渡す。一件の対外加工組立業務において、国内企業は、通常、同一の外国委託企業より部品、原材料を取得し、かつ同一企業に完成品を引き渡す。しかし、B社は単に中国新会社の出資者であり、中国新会社とB社との関係が対外加工組立契約関係ではないので、中国新会社は、対外加工・組立契約の受託者として、もっぱらB社から部品、原材料を調達する必要はない。

2. 中国新会社は、中国で設立された外商独資企業として独立した中国法人であり、部品、原材料の調達を自ら決定する権利を有する。2000年10月に改正された外資企業法第15条及び2001年4月に改正された外資企業法実施細則第42条に基づき、外資企業が許可された経営範囲内において必要とする原材料、燃料等の物資は、公平・合理の原則に従って、国内市場または国際市場にて購入でき、外資企業が同企業自家用の機器設備、原材料、燃料、付属品、部品、運送用具及び事務用具等の購入を自ら決定する権利を有する。外資企業は、自社の生産に必要な部品、原材料の輸入を自ら行うことができ、または中国国内の輸出入経営権を有する対外貿易会社または国外の会社に委託して、代理させることもできる。

改正された外資企業法は、改正前の第15条の「同等の条件の下で、できる限り中国で購

入しなければならない」という規定が削除されたため、類似の生産設備が中国で生産されたとしても、外資企業は自らの意思による外国から設備の輸入が制限されない。外資企業は、物資の購入において経営自主権を有する。

したがって、筆者らは、現行の中国法律に基づき、中国新会社がB社の香港支社、A社の香港子会社及び中国国内等の「複数の調達(輸入)経路」を通して部品、原材料の調達及びA社からの生産設備の輸入を自ら決定することができ、中国新会社の調達(輸入)も、完成品の輸出も、同一の会社を使用し、及び同等の条件の下で中国から設備を調達しなければならないという義務づけには法律的根拠がないと考える。

3. 筆者らは、外資企業が生産に必要な物資の輸入調達及び製品の輸出を自ら決定する権利は法律により賦与された経営自主権である以上、如何なる地方政府部門もこれを制限し、干渉してはならないと考える。地方政府が行政措置を發布し、これに対して規制を行っても、全国人民代表大会常務委員会が制定した法律に抵触するため無効となる。

もっとも、ある地方政府が局部的な利益または部門の利益のため、「外資企業のためのサービス」を口実にして、指示または行政措置の方式で輸出入業務を必ずその他の会社を通して行わせなければならないと外資企業に要求する可能性を排除することはできない。筆者らは、本件を処理する際に、業務提携関係を有する広東省の弁護士事務所にお問い合わせをしたが、この状況が存在しているとしても、普遍的なものではなく、中国全土で実施されるものでもないし、広東省において実施されるものでもないという回答を得た。さらに、X市における現地調査を当該弁護士事務所へ委託した際には、調査結果によると、X市においてX市で設立された外商独資企業の部品、原材料の輸入に対する特別の地方の行政的制限措置は設けられておらず、外商独資企業が自家用の物資の輸入・調達ルートを自ら決定するのは、法律により外商独資企業に賦与された権利であるので、X市における外商独資企業も、法律に従って部品、原材料の調達ルートを自ら決め、「複数の調達(輸入)経路」を通じて自家用の部品、原材料を調達することができるということが明らかになった。

4. 改正前の外資企業法第15条の規定のみならず、改正前の中外合弁企業法第10条第1項及び中外合弁企業法第51条により、合弁企業に必要な原材料、機械設備、燃料等の物資調達も、「同等の条件の下では、可能な限り中国において優先的に購入しなければならない」と義務づけられている。2000年10月下旬に開催された第9期全国人民代表大会常務委員会第18回会議において外資企業法が改正されたほか、2001年3月に開催された第9期全国人民代表大会第4回会議において中外合弁企業法、2001年4月に国務院により外資企業法実施細則、及び2001年7月に国務院により中外合弁企業法実施条例が相次いで改正された。以上の改正により、外商投資企業の物資調達について「現地優先購入」義務に関する上記の規定が削除され、「公平かつ合理の原則に従い、国内市場で、または国際市場で購入することができる」と変更された。

この改正の背景には、まず1990年代に中国が市場経済システムを導入したこと、また19

93年の憲法改正で社会主義市場経済システムの構築が一つの重要な憲法原則として確立されたことが考えられる。社会主義市場経済の条件の下では、企業が如何に物資を購入するかについては、企業が製品の品質、価格等の市場の状況に基づき、公平かつ合理の原則に従って自ら決定するものとし、政府部門は干渉すべきではない。現在、国有企業及びその他の企業は物資の購入について自主決定権を有するようになった。WTO規則の内国民待遇の原則により、外商投資企業は国内のその他の企業と同一の待遇を享有するため、その物資調達ルートを制限する理由がなくなった。外商投資企業は、国内のその他の各種類の企業と同じように、物資購入自主権を有するべきである。

また、WTOの関係規則に基づき、各加盟国は、いかなる形式をもっても企業が現地生産するかまたは現地調達する製品を購入し、使用することを制限してはならない。WTOの設立協定附属書としてのTRIMS協定第2条の規定により、1994年のガット(GATT)第3条4に規定する内国民待遇についての義務に反する貿易関連投資措置および1994年のガット(GATT)第11条1に規定する数量制限の一般的廃止の義務に反する貿易関連投資措置は、すべて禁止されている。(注1)その例示表には、さらに詳しい禁止される制限的措置が列挙されている。

- ①現地生産品の購入・使用を品目、数量、金額、調達率などの基準で企業に要求すること。
- ②企業の輸入品の購入・使用を、その企業の輸出量・金額によって限定すること。
- ③現地生産のために使用する製品の輸入を総括的に制限するか或いは輸出の数量・価格に基づいて制限すること。
- ④企業獲得外貨に対する為替制限により、現地生産に使用する製品輸入を制限すること。

TRIMS協定は、国際貿易と投資を規定するはじめての専門的、国際的議定書であり、非常に重要な地位を有する。TRIMS協定は、ガット(GATT)の内国民待遇原則を国際投資領域に導入し、貿易を制限する投資措置の撤廃を要請する。中国政府はWTO加盟交渉において、すでに「現地含有量要請」を撤廃することについて承諾した。今回の外商投資企業法及びその実施細則、実施条例の改正は、WTO加盟の需要に応じてWTO規則に合致するように中国政府が行った非常に重要な改正と考えられる。外商投資企業法の改正により、外商投資企業は生産に必要な原資材、機械設備等の物資を国内市場または国際市場において政府部門の制限を受けずに自らの判断で自由に調達することができるようになった。

外資企業はその製品の主たる市場を中国国内に求めることは可能か？

Q2 電子機器に対するA社の市場調査によると、国際市場における電子機器の需要は徐々に飽和に達しているものの、中国市場の需要がまだ大きいといえます。このため、A社は新会社の生産した製品を主に中国市場で販売することを考えています。他方、A社

が入手した情報によると、外資企業は製品輸出型の企業でなければならない、その大部分の製品を輸出しなければならないと義務づけられるということです。新会社の製品を中国市場を主として販売することができるでしょうか。

A2 改正前の外資企業法及びその実施細則により、外資企業は確かに製品の大部分の輸出が義務づけられ、中国国内販売が制限されていましたが、改正された外資企業法及びその実施細則は、外資企業の原材料、部品、機械設備等の物資調達についての「現地含有量要請」を撤廃すると共に、外資企業製品の国内販売制限に関する規定を削除しました。この改正により、外資企業はその製品を国際市場と国内市場の両方において販売することができるようになります。

1. 改正前の外資企業法第3条第1項では、外資企業の設立要件の一つとして「製品の全部若しくは大部分を輸出するものでなければならない」と要請されていた。改正前の外資企業法実施細則第3条ではさらに詳しく「外資企業を設立する場合、・・・年間輸出製品生産高が、当該年度におけるすべての製品生産高の50%以上に達し、外貨バランスを保つか、または残高を有する」とされた。また、改正前の外資企業法実施細則第11条、第45条の規定により、外資企業は製品の中国市場及び国外市場における販売比率を設立申請書に明記しなければならない。中国市場においてその製品を販売する場合、許可された販売比率に従わなければならない。外資企業が許可された比率を超えて中国市場において当該企業の製品を販売する場合、改めて審査・認可機関の許可を受けなければならない。このように、外資企業法及びその実施細則が改正される前は、製品の中国市場における販売が厳格に制限され、中国市場を主として製品を販売することができなかった。

2. 2000年10月の外資企業法の改正により、旧第3条第1項に規定される「製品の全部若しくは大部分を輸出するものでなければならない」という外資企業の設立要件が削除され、「国は、製品を輸出し、または技術が先進的な外資企業の設立・運営を奨励する」と変更された。2001年4月の外資企業法実施細則の改正により、外資企業製品の国内販売の制限に関する旧第3条、第11条、第45条の規定が削除され、現在の第43条「外資企業は中国市場で自社製品を販売することができる。国は外資企業に対し自社生産の製品の輸出を奨励する」と変更された。また、製品輸出及び国内販売の具体的なルートについて、現在の第44条により、外資企業は、当該企業の生産する製品を自ら輸出する権利を有する。外資企業は、中国の対外貿易会社に代理販売を委託し、または中国国外の会社に代理販売を委託することができる。外資企業は、その製品を中国において自ら販売し、中国商業機構に代理販売を委託することができる。したがって、現在の法律に基づき、新会社のような外資企業は自ら決定したルートで製品を中国市場を主として販売することができるようになった。

3. 改正前の外資企業法及びその実施細則においてだけでなく、改正前の中外合弁企業

法およびその実施条例においても合弁企業製品の国内販売について、外資企業より緩やかな形でありながらも類似の制限が設けられていた。2001年3月中外合弁企業法の改正及び2001年7月中外合弁企業法実施条例の改正により、合弁企業製品の国内販売に対する一連の規制(たとえば、国内市場販売を主とする条件付け、国内製品販売の具体的なルート、価格決定の制限及び届出義務等)及び製品輸出に対する義務づけが削除された。改正された中外合弁企業法及び合弁企業法実施条例の規定に基づき、合弁企業も自らの判断により中国市場で製品を販売し、または国外へ輸出することを自由に決定できるようになった。

4. 改革開放政策の実施当初制定された外商投資企業法で、外商投資企業の物資調達「現地含有量要請」、製品輸出義務及び中国市場の製品販売制限が設けられた趣旨は、国の全体的な外貨収支バランスの維持・促進、国内関連産業の保護、輸出産業振興等であった。

外商投資企業の製品輸出義務及び中国市場の製品販売制限を撤廃する最も重要な理由として、物資調達の「現地含有量要請」の撤廃と同じように、以上の義務と制限が計画経済体制の産物であり、明らかに市場経済体制の構築とWTO加盟による要請に適応できないことが考えられる。市場経済の条件で、製品販売ルートおよび価格決定は、企業の自ら有する生産経営自主権であり、政府部門が企業の製品販売ルート及び価格決定を規制すべきではない。

前に言及した貿易に関連する投資措置に関する協定(TRIMS)第2条及びその例示表には、外商投資企業の物資調達における「現地含有量要請」が禁止されるのみならず、品目、数量、金額或いは現地生産の一定比率に基準を設けることにより、企業の製品輸出実績を義務づけることも禁止されている。外商投資企業の製品を中国国内で販売する場合、審査許可機関によって許可された比率に従って行わなければならない、その比率を超える場合、審査許可機関の認可を受けなければならないという国内販売の制限と輸出実績要請の規定は、市場経済体制の構築に相応しくないだけでなく、明らかにTRIMS協定及びその例示表に禁止され、WTO体制の下では非関税障壁として認められない。したがって、外商投資企業製品の国内販売制限と輸出実績の義務づけに関する外資企業法、中外合弁企業法実施条例の規定を削除し、外商投資企業製品の輸出義務から中国政府が製品の国際市場への輸出を奨励すると変更したのは、WTO加盟の動きに沿った非常に重要な改正である。

この改正により、外商投資企業は国際市場においても、中国市場においても自らの判断で製品を販売することができる。これは、外国企業が外商投資企業の設立を通じて生産した製品の中国市場に占めるシェアを拡大させ、中国市場の開拓を進めることに重要な意味合いを有する。

注

1. 詳しくは、姜一春「中国のWTO加盟に向けての実際と法制度改革の現状課題」、『国際商事法務』vol.29, No.8、曹建明「加入WTO对中国司法工作的影響及思考」『法学』2001年第6期を参照されたい。
2. 条文の和訳は、『世界貿易機関を設立するマラケシュ協定』「貿易に関連する投資措置に関する協定」(日

本国際問題研究所、1997年）314頁、322頁を参照されたい。

3. 「現地含有量要請」とは、中国政府が外商投資企業に対して一定の割合で物資の中国市場における調達率を確保することをいう。